

(平成23年2月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月1日から同年12月28日まで

平成20年に届いた社会保険事務所(当時)からの通知により、A社に勤務していた期間について脱退手当金が支給されたことになっていることが分かった。脱退手当金を請求したことも受け取ったこともないので、申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社において、申立人の厚生年金保険の資格喪失日の前後各2年間に資格喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている男性15名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録が確認できるのは申立人のみであることから、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が3回の被保険者期間のうち、最初に就職した事業所を含む2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。